

安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 16 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条及び第2条 (略)  (費用弁償)	第1条及び第2条 (略)  (費用弁償)

第3条 (略)

2 旅費の額は、安芸高田市職員の給与に関する条例(平成16年条例第44号)第5条に規定する給料表の適用を受ける者の旅費相当額とする。

第4条及び第5条 (略)

別表(第2条、第3条関係)

1 委員会の委員等

区分	報酬の額
教育委員会委員	月額 46,000円
農業委員会	
会長	月額 40,000円
会長職務代理者	月額 35,000円
委員	月額 33,000円
農地利用最適化推進委員	月額 30,000円
監査委員	
見識を有する者の中から選任される委員	月額 47,000円
議会議員の中から選任される委員	月額 35,000円
選挙管理委員会	
委員長	月額 18,000円
委員	月額 15,000円
公平委員会	
委員長	日額 10,000円
委員	日額 9,000円
固定資産評価審査委員会	
委員長	日額 10,000円
委員	日額 9,000円

2 附属機関の委員等

区分	報酬の額
----	------

第3条 (略)

2 旅費の額は、別表のとおりとする。

第4条及び第5条 (略)

別表(第2条、第3条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会委員	月額 46,000円	安芸高田市職員 の給与に 関する 条例 (平成16 年条例 第44号) 第5条に 規定す る給料 表の適 用を受 ける者 の旅費 相当額
農業委員会		
会長	月額 40,000円	
会長職務代理者	月額 35,000円	
委員	月額 33,000円	
農地利用最適化推進委員	月額 30,000円	
監査委員		
見識を有する者の中から選任される委員	月額 47,000円	
議会議員の中から選任される委員	月額 35,000円	
選挙管理委員会		
委員長	月額 18,000円	
委員	月額 15,000円	
公平委員会		
委員長	日額 10,000円	
委員	日額 9,000円	
固定資産評価審査委員会		
委員長	日額 10,000円	
委員	日額 9,000円	
選挙長	日額 10,800円	
投票管理者		
投票所	日額 12,800円	

防災会議委員	日額 7,000円
国民保護協議会委員	
学識経験者	日額 13,000円
一般	日額 7,000円
公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 13,000円
いじめ問題に関する第三者調査委員会委員	日額 13,000円
特別職報酬等審議会委員	日額 7,000円
退職手当審査会委員	日額 13,000円
表彰審査委員会委員	日額 7,000円
行政改革推進懇話会委員	
学識経験者	日額 13,000円
一般	日額 7,000円
総合計画審議会委員	
学識経験者	日額 13,000円
一般	日額 7,000円
まちづくり委員会委員	日額 7,000円
まちづくり助成金運営委員会委員	
学識経験者	日額 13,000円
一般	日額 7,000円
公共交通協議会委員	
学識経験者	日額 13,000円
一般	日額 7,000円
公害対策審議会委員	日額 7,000円
環境審議会委員	
学識経験者	日額 13,000円
一般	日額 7,000円
人権対策審議会委員	日額 7,000円
男女共同参画推進審議会委員	日額 7,000円
多文化共生推進会議委員	日額 7,000円

共通投票所	日額 12,800円
期日前投票所	日額 11,300円
開票管理者	日額 10,800円
投票立会人	
投票所	日額 10,900円
共通投票所	日額 10,900円
期日前投票所	日額 9,600円
開票立会人	日額 8,900円
選挙立会人	日額 8,900円
公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 13,000円
介護認定審査会委員	日額 14,000円
防災会議委員	日額 7,000円
表彰審査委員会委員	日額 7,000円
特別職報酬等審議会委員	日額 7,000円
基本構想策定審議会委員	日額 7,000円
まちづくり委員会委員	日額 7,000円
公害対策審議会委員	日額 7,000円
人権対策審議会委員	日額 7,000円
人権福祉センター運営審議会委員	日額 7,000円
民生委員推薦会委員	日額 7,000円
保育所苦情処理第三者委員	日額 7,000円
障害者プラン推進協議会委員	日額 7,000円
地域福祉計画策定委員会委員	日額 7,000円
老人ホーム入所判定委員	日額 7,000円
国民健康保険運営協議会委員	日額 7,000円
予防接種健康被害調査委員会委員	日額 7,000円
畜産振興対策審議会委員	日額 7,000円
農業再生協議会委員	日額 7,000円
有害鳥獣捕獲対策協議会委員	日額 7,000円
雇用対策協議会委員	日額 7,000円

障害支援区分認定審査会委員	日額 14,000円
障害者プラン推進協議会委員	日額 7,000円
障害者基幹相談支援センター委託法人選定委員会委員	日額 7,000円
地域福祉計画策定委員会委員	日額 7,000円
民生委員推薦会委員	日額 7,000円
災害弔慰金支給審査委員会委員	日額 14,000円
災害義援金配分委員会委員	日額 7,000円
老人ホーム入所判定委員会委員	日額 7,000円
高齢者福祉・介護保険運営協議会委員	
学識経験者	日額 13,000円
一般	日額 7,000円
子ども・子育て会議委員	日額 7,000円
予防接種健康被害調査委員会委員	日額 7,000円
健康あきたかた21計画策定委員会委員	日額 7,000円
介護認定審査会委員	日額 14,000円
国民健康保険運営協議会委員	日額 7,000円
有害鳥獣捕獲対策協議会委員	日額 7,000円
林業構造改善事業審議会委員	日額 7,000円
ひろしまの森づくり事業推進協議会委員	日額 7,000円
都市計画審議会委員	日額 7,000円
公共事業評価委員会委員	日額 13,000円
市営住宅管理審議会委員	日額 7,000円
高宮若者定住化推進に関する審査委員会委員	日額 7,000円
市営若者定住促進住宅管理審議会委員	日額 7,000円
市営若者定住促進住宅入居者選定委	日額 7,000円

都市計画審議会委員	日額 7,000円
市営住宅管理審議会委員	日額 7,000円
下水道使用料審議会	
会長	日額 13,000円
委員	日額 7,000円
教育支援委員会委員	日額 7,000円
文化財保護審議会委員	日額 7,000円
図書館協議会委員	日額 7,000円
博物館協議会委員	日額 7,000円
学校結核対策委員会委員	日額 7,000円
給食センター運営委員会委員	日額 7,000円
学校評議員	日額 7,000円
奨学金審査会委員	日額 7,000円
社会教育委員	日額 7,000円
スポーツ推進委員	日額 7,000円
教科書選定委員	日額 7,000円
四季の里作家選定審査会	
会長	年額 250,000円
委員	日額 7,000円
学校医	年額 100,000円
学校歯科医	年額 100,000円
学校薬剤師	年額 50,000円
保育所嘱託医	年額 100,000円
保育所歯科医	年額 100,000円
生活保護嘱託医兼児童扶養手当障害認定医	日額 13,000円
障害手当判定医	日額 13,000円
生活指導員	
会長	年額 102,000円
委員	年額 90,000円
国民保護協議会委員	

員会委員	
空き家対策協議会委員	日額 7,000円
下水道使用料審議会	
会長	日額 13,000円
委員	日額 7,000円
奨学金審査会委員	日額 7,000円
給食センター運営委員会委員	日額 7,000円
教育支援委員会委員	日額 7,000円
いじめ問題対策委員会委員	
学識経験者	日額 13,000円
一般	日額 7,000円
教科用図書採択地区選定委員会委員	日額 7,000円
文化財保護審議会委員	日額 7,000円
スポーツ振興会議委員	日額 7,000円
図書館協議会委員	日額 7,000円
博物館協議会委員	日額 7,000円
四季の里作家選定審査会	
会長	年額 250,000円
委員	日額 7,000円

### 3 附属機関以外の委員等

区分	報酬の額
選挙長	日額 10,800円
投票管理者	
投票所	日額 12,800円
共通投票所	日額 12,800円
期日前投票所	日額 11,300円
開票管理者	日額 10,800円
投票立会人	
投票所	日額 10,900円

学識経験者	日額 13,000円
一般	日額 7,000円
青少年育成プラン策定委員会委員	日額 7,000円
障害支援区分認定審査会委員	日額 14,000円
産業医	月額 70,000円
安芸高田市高宮若者定住化推進に関する審査委員会委員	日額 7,000円
安芸高田市営若者定住促進住宅管理審議会委員	日額 7,000円
安芸高田市営若者定住促進住宅入居者選定委員会委員	日額 7,000円
安芸高田市公共事業評価委員会委員	日額 13,000円
安芸高田市ひろしまの森づくり事業推進協議会委員	日額 7,000円
安芸高田市大規模小売店舗立地協議会委員	日額 7,000円
安芸高田市男女共同参画推進審議会委員	日額 7,000円
環境審議会委員	
学識経験者	日額 13,000円
一般	日額 7,000円
行政改革推進懇話会委員	
学識経験者	日額 13,000円
一般	日額 7,000円
退職手当審査会委員	日額 13,000円
多文化共生推進会議委員	日額 7,000円
育成医療支給判定医	日額 13,000円
社会福祉法人指導監査専門員	予算の範囲内で市長が別に定める額
子ども・子育て会議委員	日額 7,000円
鳥獣被害対策実施隊員	日額 8,000円を超えない範囲内で市長が別に

共通投票所	日額 10,900円
期日前投票所	日額 9,600円
開票立会人	日額 8,900円
選挙立会人	日額 8,900円
政策形成アドバイザー	日額 13,000円
統計調査員・指導員	予算の範囲内で市長が別に定める額
社会福祉法人指導監査専門員	日額 20,700円
生活指導員	
会長	年額 102,000円
委員	年額 90,000円
鳥獣被害対策実施隊員	日額 8,000円を超えない範囲内で市長が別に定める額
学校評議員	日額 7,000円
社会教育委員	日額 7,000円
スポーツ推進委員	日額 7,000円
産業医	月額 70,000円
育成医療支給判定医	日額 13,000円
生活保護嘱託医兼児童扶養手当障害認定医	日額 13,000円
障害手当判定医	日額 13,000円
保育所嘱託医	1施設につき年額 100,000円
保育所歯科医	1施設につき年額 100,000円
学校医	1校につき年額 100,000円
学校歯科医	1校につき年額 100,000円
学校薬剤師	1校につき年額 50,000円

備考（略）

	定める額
いじめ問題対策委員	
学識経験者	日額 13,000円
一般	日額 7,000円
空き家対策協議会委員	日額 7,000円
認知症ケア推進協議会委員	
認知症サポート医	日額 10,000円
委員	日額 7,000円
政策形成アドバイザー	日額 13,000円
災害弔慰金支給審査委員会委員	日額 14,000円
高齢者福祉・介護保険運営協議会委員	
学識経験者	日額 13,000円
一般	日額 7,000円
人・農地プラン検討委員会委員	日額 7,000円
史跡毛利氏城跡保存活用計画策定委員会委員	
学識経験者	日額 13,000円
一般	日額 7,000円
健康あきたかた21計画策定委員会委員	日額 7,000円
その他の非常勤の職員	月額報酬については200,000円、日額報酬については13,000円を超えない範囲内で任命権者が市長と協議して定める額

備考（略）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。